No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	2	1.2.	(6)		特別目的会社	確認ですが、特別目的会社の設立は必須との理解で宜しいでしょうか。	特別目的会社の設立は、必須ではありません。
2	募集要項	3	2.2.2.			計画地の概要	計画地内を通過する市道北部第362号は廃道予定とありますが、工事中は仮囲いを設ける等工事関係者以外通行禁止という措置をとってよろしいでしょうか。	本事業に係る建設工事期間中に市道北部第362号を工事関係者以外通行禁止とすることは可とします。ただし、通行禁止時期及び期間等の詳細については、本県と事業者の協議により決定します。
3	募集要項	3	2.2.2.			計画地の概要	財について既に調査された資料があれば公開していただけないでしょうか。また、今後調査する場合の埋蔵文化財	
4	募集要項	6	2.3.2.			決定方法	事業提案者が1者の場合でも審査されるとの解釈で宜し いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、審査基準6.4.(p.5)に示すとおり、当該応募者の合計得点が50点未満の場合は最優秀提案として選定しません。
5	募集要項	7	3.1.1.		表3-2	使用料	敷地外壁(白壁)について、使用料の取り扱いはどう考えればよいでしょうか。	別紙12「保存対象とする築地塀」に示す保存対象とする 築地塀については、設置・管理許可の対象外とし使用料 は必要ありません。ただし、事業者が、本県の許可を得 て、新たな門扉等を設置し、排他独占的に利用する場 合、設置許可の対象となり、当該門扉等の敷地面積に応 じた使用料が必要となります。
6	募集要項	7	3.1.1.			使用料	確認ですが、消費税込の使用料で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	7	3.1.1.				使用料発生の開始日はいつからでしょうか。	設置・管理許可期間の開始日からとなります。
8	募集要項	8	3.2.1.			官民役割分担	 ・埋蔵文化財に係る届出および調査 ・開発許認可に係る申請、協議等 ・現状変更許可に係る申請、協議、委員会等 への付議 ・設置・管理許可範囲外の工事について県が主たる役割を担い実施するとありますが、工程を作成するにあたり、上記に要する期間をお示しいただけないでしょうか。 	「埋蔵文化財に係る届出および調査」、「開発許認可に係る申請、協議等」に要する期間については、現状変更許可と同時期(H29年4月から6月)を想定しています。ただし、埋蔵文化財調査の期間は、調査方法等によりますので未定です。 「現状変更許可に係る申請、協議、委員会等への付議」については、平成29年4月に奈良公園地区整備検討員会及び奈良公園地区整備検討部会に諮り、同月に文化庁に現状変更許可を申請し、平成29年6月に許可を得ることを想定しています。 「設置・管理許可範囲外の工事」としては、きんでん健康保険組合奈良保養所の解体・撤去が該当します。当該解体・撤去は、現状変更許可後、第三者が実施します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
9	募集要項	8	3.2.1.			官民役割分担	ほぼ事業者による独立採算型と考えますが、事業期間20 年を考慮すると収支的に難しい部分も想定されます。新 設施設以外の維持管理費は県負担としていただけないで しょうか。	
10	募集要項	9	3.2.2.			リスク分担	表3-4※5にある事業者が修繕する等して生じた財産は県に帰属するとありますが、事業主から県への寄付扱いとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	9	3.2.2.			リスク分担	「文化庁との協議リスク」を県負担として明記していただく ことは可能でしょうか。	文化庁との協議リスク(現状変更許可取得に係るリスク) については、募集要項3.3.3.(p.10)に示すとおりとします。
12	募集要項	10	3.3.2.			事業計画の有効期 間	事業計画の有効期間の開始日は着工日と設定し、終了日について解体は新築建物のみとし、整備した植栽等は現状渡しを設定してよいでしょうか。	事業計画の有効期間の開始日は、設置・管理許可期間の開始日となります。基本協定期間終了時(設置・管理許可期間終了日)までに事業者が行う原状回復については、民設民営施設及び既存建築物のうちの事業者所有部分が対象となり、既存建築物のうちの本県が所有する部分や植栽については、対象外となります。ただし、原状に回復することが不適当として本県が別途指示した場合においては、この限りではありません。
13	募集要項	11	3.3.4.	(1)		供給処理施設等	本事業に係る各供給処理施設等への引込工事費用及び負担金は本工事とあり、各所管の協議先を示しておりますが、御担当者並びに連絡先をお示しいただけないでしょうか。	以下にお問い合わせください。 〇電気 関西電力 奈良営業部 ビジネス営業グループ公共営業 (電話番号 0742-27-8214) 〇ガス 大阪ガス エネルギー事業部 都市エネルギー第2営業部 第3チーム (電話番号 0662-05-4159) 〇上水道: 奈良市 企業局 水道計画管理課(申請等の窓口) 奈良市 企業局 給排水課(工事計画の窓口) (電話番号 0742-34-5200) 〇下水道: 奈良市 企業局 給排水課 排水設備係(下水道) (申請等の窓口) 奈良市 企業局 下水道計画管理課 (工事計画の窓口) (電話番号 0742-34-5200)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
14	募集要項	11		(3)		埋蔵文化財	一般的な保護層として満たすべき基準をご教授下さい。	「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」で規定される、遺物包含層上面より厚さ約30cm以上のものです。
15	募集要項	12	3.3.4.	(6)		電波障害	既存建物建築時に電波障害を対応した事例はあります か。事例があれば対応策等をご提示ください。	既存建築物による電波障害の事例はありません。
16	募集要項	13	3.3.5.	(2)	c)	既存建築物の保存 管理・活用	耐震改修に必要となる工事費および耐震診断費について 県が負担することでよいでしょうか。想定工事費分は使用 料の減免があるとは具体的にどのように実施するので しょうか。	既存建築物の耐震改修に必要となる工事費及び知事公舎に対する耐震診断費については、本県の想定する費用を限度として、本県と事業者で協議を行った上で、本県が負担します。 減免方法については、基本協定書(案)第11条に示すとおり、本県と事業者で協議を行った上で、本県が決定します。
17	募集要項	13	3.3.5.	(2)	c)	既存建築物の保存 管理・活用	県知事公舎の保存・活用について、事業主が改修するために施工した内部の造作等についても県所有となるのか。具体的に県所有と民間との範囲を明示してください。	知事公舎の活用のために改修を行った内装については、 事業者の所有とします。
18	募集要項	14	3.3.5.	(2)	c)	既存建築物の保存 管理・活用	セミナーハウスの保存・活用について、現時点で事業主 が解体着手できるスケジュールをご教授下さい。	国際奈良学セミナーハウスについては、設置・管理許可期間の開始日以降に解体・撤去に着手することができます。
19	募集要項	15	3.3.5.	(2)	c)	既存建築物の保存 管理・活用	吉城園主棟の活用について、事務所部分や周辺の倉庫 や蔵は指定範囲外でしょうか。	「別紙11 吉城園主棟の平面図等」の奈良県有形文化財 指定範囲図に示す範囲が該当しますので、土蔵は指定 範囲に含みますが、指定範囲外となる事務所部分や周辺 の倉庫は含みません。
20	募集要項	15	3.3.5.	(2)	c)	既存建築物の保存 管理・活用	吉城園主棟の活用について、所有権の記載がこの個所 のみ「増改築部分も」と記載されている趣旨を教えてくださ い。	吉城園主棟の所有権は、「解体・撤去を行わず、現状の 施設を使用した部分は、県が所有します。」に変更しま す。
21	募集要項	15	3.3.5.	(2)	c)	既存建築物の保存 管理・活用	きんでん健康保険組合奈良保養所を解体される期間(着エ・竣工)をお示しください。	きんでん健康保険組合奈良保養所の解体・撤去は、現状 変更許可を同時に取得し、スケジュールを調整した上で 第三者が実施します。
22	募集要項	15	3.3.5.	(2)	c)	既存建築物の保存 管理・活用	吉城園の茶室について、保存管理・活用について特段記載が無いが、どのように考えているかご教授下さい。	募集要項3.3.8.(p.18)に示すとおり、吉城園茶室については、従前どおり本県が維持管理・運営・一般利用を行います。なお、事業者が実施する宿泊事業等との相乗効果がある活用の提案があれば受け付けます。この提案の実施については、本県の承諾を得た場合に限り認めます。
23	募集要項	16	3.3.5.	(6)			奈良市との協議によって、保存する既存建物のバリアフ リー化が不要になるという理解でよろしいでしょうか。	既存建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律」や「奈良県住みよい福祉の まちづくり条例」の適用外となることを確認しています。た だし、可能な限りバリアフリー化に努めてください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
24	募集要項	16	3.3.5.	(4)		動線計画	宿泊施設の運営のセキュリティー上、庭園や公園の一部を開放せず宿泊者用の専有部分(庭等)を設け、一般観光客との隔離を行うことは可能でしょうか。	ご理解のとおり、吉城園茶室・庭園・樹林地、松林、市道 北部第362号線を除く、計画地の一部を開放せず宿泊者 用の専有部分(庭等)を設けることは可能です。ただし、 開放せず、事業者が排他独占的に利用する敷地につい ては、募集要項表3-2(p.7)に示す設置・管理許可の対象 となります。
25	募集要項	16	3.3.5.	(4)		動線計画	動線計画の中で、市道を渡り東西の敷地の往来を円滑に するために土塀に通用門を新規に設置することは可能で しょうか。	
26	募集要項	17	3.3.6.			宿泊施設等の条件	与条件を満たす運営事業者の場合、国内・国外の事業者 であることは問わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	募集要項	17	3.3.6.		6	条件	確認ですが、宿泊施設の運営に関して運営企業からの再 委託は可能との解釈で宜しいでしょうか。	事業者が宿泊施設等の運営の全部を第三者に委託することはできませんが、運営の一部を本県に承諾を得ることで、第三者に委託することは妨げません。
28	募集要項	17	3.3.6.				ホテル運営会社はMCとなる場合、事業者として入れておく必要があるか。運営会社の名前を提示できない場合、記載しなくていいか。	宿泊施設運営者については、構成員・協力企業・その他企業を問わず、様式集様式14-1に名称を記載してください。ただし、名称を記載できない場合は、想定している宿泊施設運営者の格付けと当該格付けを付与している格付け機関(各国政府機関や国際的に広く周知された民間団体等を指す。)を記載してください。
29	募集要項	18	3.3.8.	(1)		吉城園茶室・庭園・ 樹林地・松林・指導 北部第362号線の 維持管理・運営		本事業に係る建設工事期間中に吉城園の庭園・樹林地 を必要最低限の範囲で閉鎖することはできます。ただし、 閉鎖時期及び期間等の詳細については、本県と事業者 の協議により決定します。 なお、閉鎖期間中であっても、本県もしくは本県が指定す る第三者が維持管理のために立ち入ることがあります。
30	募集要項	18	3.3.8.	(1)		樹林地·松林·指導	松林について工事期間中も一般利用されるのか、工事期間中は閉鎖でき、工事ヤードとして使用が可能かお示しください。	原則として使用できません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
31	募集要項	18	3.3.9.			築地塀•門扉	所有権は奈良県ということでよいか。事業主の提案で既存の塀を変更しない場合、塀の保全費用は県の負担と理解してよいでしょうか。	塀を、事業者の故意又は過失により損壊・滅失したときの 修繕等費用については事業者が負担します。なお、新た に設置する門扉や塀は、事業者の所有となります。
32	募集要項	18	3.3.8.	(2)		吉城園主棟の運営	確認ですが、利用料について県の条例等による上限設定は無いとの理解で宜しいでしょうか。	
33	募集要項	29	7.1.2.	(5)		設計確認及び承諾	本件の承諾とは何を指すのか具体的な手続きについてご 教授下さい。	基本設計・実施設計の確認及び承諾の手続きは、基本協定書(案)第8条に示すとおりです。
34	募集要項	29	7.1.2.	(5)		設計確認及び承諾	いケースが発生した場合、その取り扱いについてはどう考 えればよいでしょうか。	指示を行う期間は、奈良公園地区整備検討員会、奈良公園地区整備検討部会、文化庁等に確認を要する可能性があるため、期間を明確にできません。ただし、このことにより、やむを得なく開業時期が延期される場合などの取り扱いについては、本県と事業者で協議して決定します。
35	募集要項	31	7.1.3.	(4)		使用料の改定	使用料の単価改定によって、事業が成立しなくなるケース が想定されますが、それについてのお考えをお聞かせく ださい。	基本協定書(案)第31条に基づくものとします。
36	別紙2	31	5.			旧世尊院客殿の「中庭」について	建築物の価値の継承として、旧世尊院客殿においては「客殿・中庭の保存」と記載されています。この「中庭」は別紙4(吉城園周辺地区整備における樹林地の保存・管理活用について 旧世尊院周辺区域)に表示されている中庭のことでしょうか。そうであるなら、別紙4に表示されている「中庭」の保全は必須条件でしょうか。 ※別紙4の中庭には保存推奨樹木が無く、北側の庭より規模も小さいものです。保存すべき特別な理由があればお教えください。	旧世尊院の中庭については、必ずしも保存することを要しませんが、計画地の価値及び整備コンセプトを踏まえ、提案してください。
37	別紙4						(旧青少年会館周辺地区において) 西側の「必ず保存する」の吹き出しに、「スギを中心に、こ の景観を保全」と記載されてますが、範囲内の樹木リスト ではスギが確認できません。趣旨をお教えください。	対象となるスギは、No.18,19,20となります。吹き出しにて 示す内容の保存・保全の範囲(赤破線の範囲)は、 No.18,19,20のスギを含むものとします。
38	別紙4						現位置での保存を第一に考えますが、建築計画上困難であった場合、移植という方法を採ることが望ましいでしょうか?それとも移植後の樹木の健全性を鑑み、移植しない (伐採する)方が宜しいでしょうか。見解をお教えください。	る樹木(保存推奨樹木)を含むその他の樹木については、 移植を可とします。
39	様式集	4	様式3	別添1		構成員一覧表	協力企業の位置づけを教えていただけないでしょうか。	構成員は、本県から設置・管理許可を受ける者とし、構成員から業務を受託し又は請け負う者を協力企業とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
40	様式集	5	様式3	別添2		業務実績	しょうか。	開発事業に係る土地賃貸借契約書などを想定していますが、これがない場合、プレスリリース等で代用することを 可とします。
41	様式集	5	様式3	別添2		業務実績	集要項では構成員の1者が満たせばよいとあります。1者 分のみの提出でもよろしいでしょうか。	
42	様式集	7	様式5			誓約書	協力会社は誓約書の提出は必要ないという理解でよいでしょうか。	
43	様式集		様式10			観光品質基準の順守に関する誓約書	協力会社は誓約書の提出は必要ないという理解でよいでしょうか。	協力会社が誓約書を提出する必要はありません。
44	様式集	33					A2での提出は可能ですか。又はA3に任意のスケールで表現することは可能でしょうか。	施設配置図の縮尺は500分の1とし、用紙サイズは任意とします。
45	基本協定書(案)	1	第3条			協定期間	日から事業計画までとする」、となっていますが、第9条では許可及び設置許可の期間は「特段の事情がない限り 更新する」とあります。どちらが優先されるでしょうか。	第3条については、「本協定の有効期間は、本協定締結 の日から管理許可及び設置許可期間終了日までとする」 に変更します。よって、第9条に基づき、設置・管理許可期 間が更新された場合、更新された設置・管理許可期間の 終了日までが、本協定の有効期間となります。
46	基本協定書(案)	1	第3条			協定期間	基本協定第3条に、本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業計画の有効期間までと定義されているが、本協定の有効期間については、第9条2項の「・・・前項の管理許可及び設置許可を更新する」が優先されるものと考えてよろしいでしょうか。	No.45の回答を参照してください。
47	基本協定書(案)	2	第6条			工事着手前手続き	文化財保護法125条第1項の許可にかかるスケジュールを教えてほしい。また、想定される難易度もあればご教授下さい。	文化財保護法125条第1項の現状変更許可に係る期間については、No.8の回答を参照してください。
48	基本協定書(案)	2	第7条	2項		甲の取得する許認 可等		都市計画法第29条第1項3号の行為にあたり、開発行為 の許可不要となります。
49	基本協定書(案)	2	第8条			基本設計および実 施設計	設計図書の提出から承諾までにかかる期間を明示して下さい。	No.34の回答を参照してください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
50	基本協定書(案)	2	第8条	2項		基本設計および実施設計	への適合を甲が判断し、乙に修正を求めるとあるが、適合性の判断基準が不明確であるため、具体的に教えてほしい。また、修正にかかる期間が遅延した場合の取り扱いはどう考えればよろしいでしょうか。	
51	基本協定書(案)	3	第9条	2項		都市公園法に基づ く許可の取得		設置・管理許可については、事業者が希望し、かつ、本県がこれを拒否すべき特別な理由がない場合を指すものとします。 「特別な理由」としては、事業者が基本協定、設置・管理許可に伴う許可条件、その他関係法令等に違反した場合や、事業者の都合により円滑な事業実施が困難と判断される場合を想定しています。
52	基本協定書(案)	3	第9条	2項		都市公園法に基づ く許可の取得	第9条2項に記載のある「他に許可を行わない特段の事情がない限り、、」の、特段の事情についての定義もしくは具体的な事象をご教示いただけますか。	No.51の回答を参照してください。
53	基本協定書(案)	3	第11条	1項		本件施設の建設	耐震改修費用については想定見積を上限としてかかった 費用は減免するもしくは甲乙の合意という記載していただけないでしょうか。	
54	基本協定書(案)	3	第11条	3項		本件施設の建設	発注者および受注者という表現がありますが、誰を指しているでしょうか。	「受注者」は誤植です。 「発注者」は「甲」、「受注者」は「乙」とします。
55	基本協定書(案)	5	第14条	3項		安全対策及び事故 等への対応	具体的な事象を想定しているのであればご教授下さい。	建設工事期間中や維持管理·運営期間中等に、第三者 が起こした事故などを想定しています。
56	基本協定書(案)	6	第20条			公園使用料	しょうか。	使用料は、奈良県立都市公園条例施行規則第11条の規定による支払い方法とします。
57	基本協定書(案)	9	第31条			法令の変更等によ る解除	既納の使用料とは、月ごとに支払ってきた使用料の累計 という意味でよいでしょうか。	ここでの既納の使用料とは、法令の変更等により、宿泊 施設等の全部もしくは一部の営業ができなくなった期間に 納付した使用料の累計を示します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
58	基本協定書(案)	9	第31条			法令の変更等によ	は、解除となるものの、損害賠償はないという理解でよい	ご理解のとおりですが、供給処理施設等(インフラ)については、提案書作成にあたって、所管先と十分に事前協議を行い、実現性のある計画としてください。
59	基本協定書(案)	10	第33条				既存建物についても、原状回復という考えになりますで しょうか。具体的な原状回復の設定がありましたらご教授 下さい。	既存建築物の原状回復については、No.12の回答を参照してください。
60	基本協定書(案)	10	第9章			原状回復の義務	「当該解除から3カ月以内に」とありますが、撤去に係る期間の交渉は可能でしょうか。	原案のとおりとしますが、3ヶ月以内に原状回復ができない合理的な理由があれば、協議に応じます。